

報道関係者 各位

平成28年10月28日

【照会先】

職業安定局 雇用開発部

高齢者雇用対策課

課長 福士 亘

課長補佐 三浦 淳一

(代表電話) 03(5253)1111 (内線5823)

(直通電話) 03(3502)6779

平成28年「高年齢者の雇用状況」集計結果

～「65歳定年」は14.9%（0.4ポイント増）、「定年制の廃止」は2.7%（0.1ポイント増）～

～法定義務を超える「66歳以上定年」は1.1%（対前年差変動なし）、

「66歳以上希望者全員の継続雇用制度」は4.9%（0.4ポイント増）～

～70歳以上まで働ける企業は21.2%（1.1ポイント増）～

厚生労働省では、このほど、高年齢者を65歳まで雇用するための「高年齢者雇用確保措置」の実施状況などを集計した、平成28年「高年齢者の雇用状況」（6月1日現在）を取りまとめましたので、公表します。

高年齢者が年齢にかかわらず働き続けることができる生涯現役社会の実現に向け、「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」では65歳までの安定した雇用を確保するため、企業に「定年制の廃止」や「定年の引上げ」、「継続雇用制度の導入」のいずれかの措置（高年齢者雇用確保措置）を講じるよう義務付け、毎年6月1日現在の高年齢者の雇用状況の報告を求めています。

今回の集計結果は、この雇用状況を報告した従業員31人以上の企業153,023社の状況をまとめたものです。なお、この集計では、従業員31人～300人規模を「中小企業」、301人以上規模を「大企業」としています。

今後は、生涯現役で働くことのできる社会の実現に向けたさらなる取組を行うとともに、雇用確保措置を実施していない企業に対して、都道府県労働局、ハローワークによる計画的かつ重点的な個別指導を実施していきます。

【集計結果の主なポイント】

1 定年制の廃止および65歳以上定年企業の状況

定年制の廃止および65歳以上定年企業は計28,541社（対前年差1,472社増加）、割合は18.7%（同0.5ポイント増加）

このうち、①定年制の廃止企業は4,064社（同154社増加）、割合は2.7%（同0.1ポイント増加）、②65歳以上定年企業は24,477社（同1,318社増加）、割合は16.0%（同0.5ポイント増加）（12ページ表4および表5）

【定年制の廃止企業】

- 中小企業では3,982社（同137社増加）、2.9%（同変動なし）
- 大企業では82社（同17社増加）、0.5%（同0.1ポイント増加）

【65歳以上定年企業】

企業規模別に見ると

- 中小企業では23,187社（同1,192社増加）、16.9%（同0.4ポイント増加）
- 大企業では1,290社（同126社増加）、8.2%（同0.7ポイント増加）

また、定年年齢別に見ると

- 65歳定年企業は22,764社（同1,181社増加）、14.9%（同0.4ポイント増加）
- 66歳以上定年企業は1,713社（同137社増加）、1.1%（同変動なし）

2 希望者全員66歳以上の継続雇用制度を導入している企業の状況

希望者全員が66歳以上まで働ける継続雇用制度を導入している企業は7,444社（同685社増加）、割合は4.9%（同0.4ポイント増加）（13ページ表6）

- 中小企業では7,147社（同633社増加）、5.2%（同0.3ポイント増加）
- 大企業では297社（同52社増加）、1.9%（同0.3ポイント増加）

3 70歳以上まで働ける企業の状況

70歳以上まで働ける企業は32,478社（同2,527社増加）、割合は21.2%（同1.1ポイント増加）（13ページ表7）

- 中小企業では30,275社（同2,281社増加）、22.1%（同1.1ポイント増加）
- 大企業では2,203社（同246社増加）、13.9%（同1.2ポイント増加）

詳細は、次ページ以下をご参照ください。

<集計対象>

- 全国の常時雇用する労働者が31人以上の企業 153,023社
（報告書送付事業所数 160,169事業所）
 - 中小企業（31～300人規模）：137,213社
（うち31～50人規模：52,470社、51～300人規模：84,743社）
 - 大企業（301人以上規模）：15,810社

1 高齢者雇用確保措置の実施状況

(1) 全体の状況

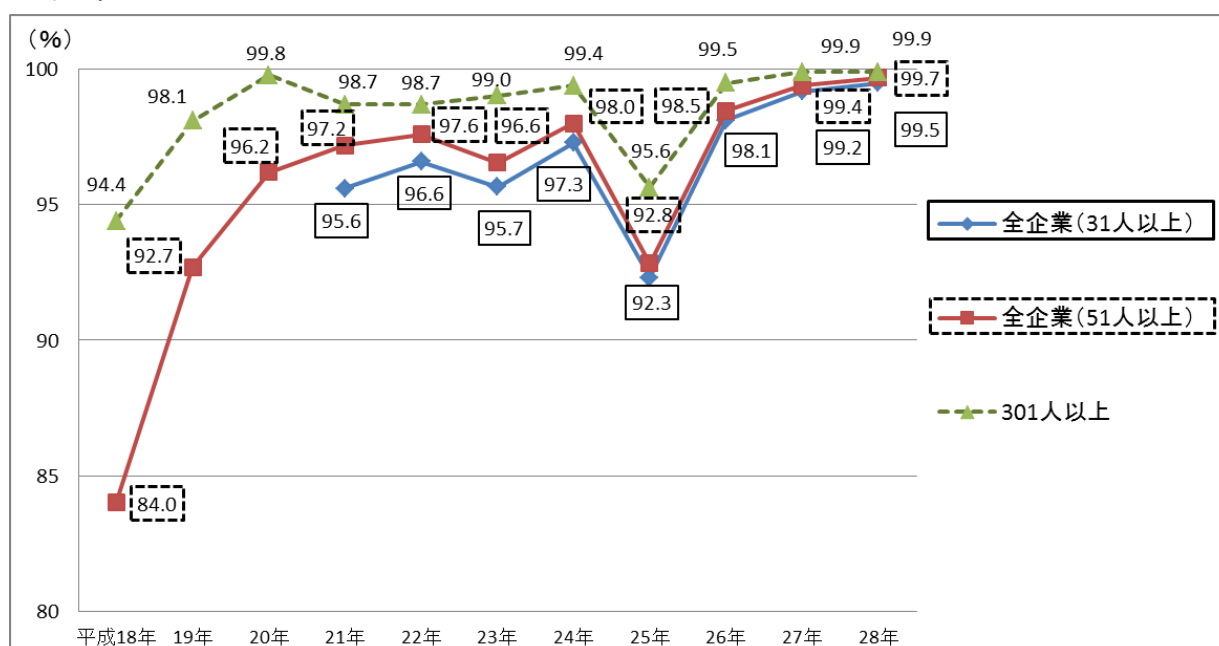
高齢者雇用確保措置（以下「雇用確保措置」という。）の実施済企業の割合は99.5%（152,275社）（対前年差0.3ポイント増加）、51人以上規模の企業で99.7%（100,248社）（同0.3ポイント増加）となっている。

雇用確保措置が未実施である企業の割合は0.5%（748社）（同0.3ポイント減少）、51人以上規模企業で0.3%（305社）（同0.3ポイント減少）となっている。（10ページ表1）

(2) 企業規模別の状況

雇用確保措置の実施済企業の割合を企業規模別に見ると、大企業では99.9%（15,795社）（同変動なし）、中小企業では99.5%（136,480社）（同0.4ポイント増加）となっている。（10ページ表1）

<参考グラフ>



※ 平成25年4月に制度改正（継続雇用制度の対象者を限定できる仕組みの廃止）があったため、平成24年と25年の数値は単純比較できない。

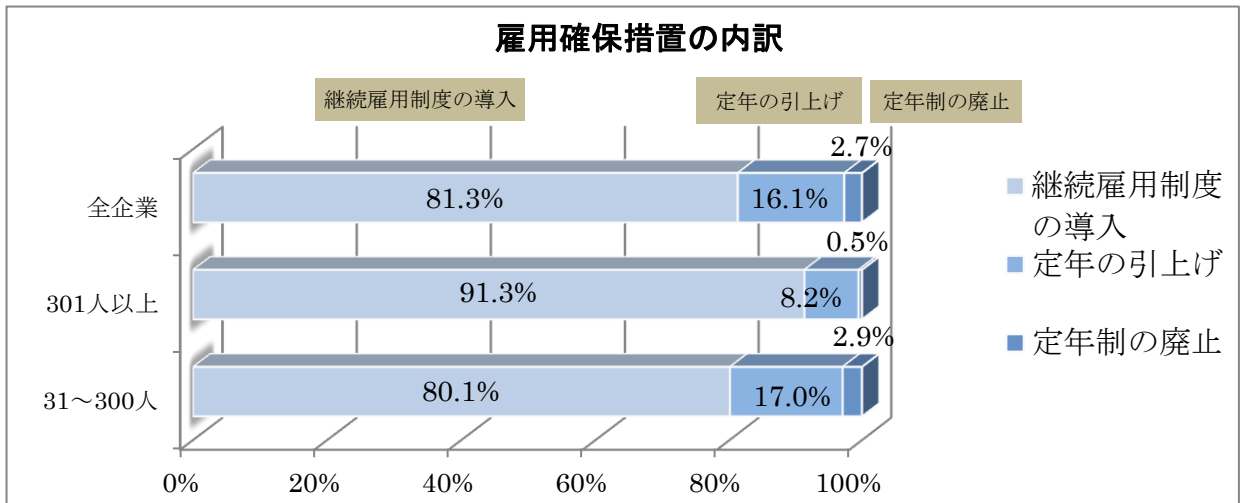
(3) 雇用確保措置の内訳

雇用確保措置の実施済企業のうち、

- ① 「定年制の廃止」により雇用確保措置を講じている企業は 2.7% (4,064 社) (同 0.1 ポイント増加)、
- ② 「定年の引上げ」により雇用確保措置を講じている企業は 16.1% (24,477 社) (同 0.4 ポイント増加)、
- ③ 「継続雇用制度の導入」により雇用確保措置を講じている企業は 81.3% (123,734 社) (同 0.4 ポイント減少)

となっており、定年制度(①、②)により雇用確保措置を講じるよりも、継続雇用制度(③)により雇用確保措置を講じる企業の比率が高い。(11 ページ表3-1)

<参考グラフ>

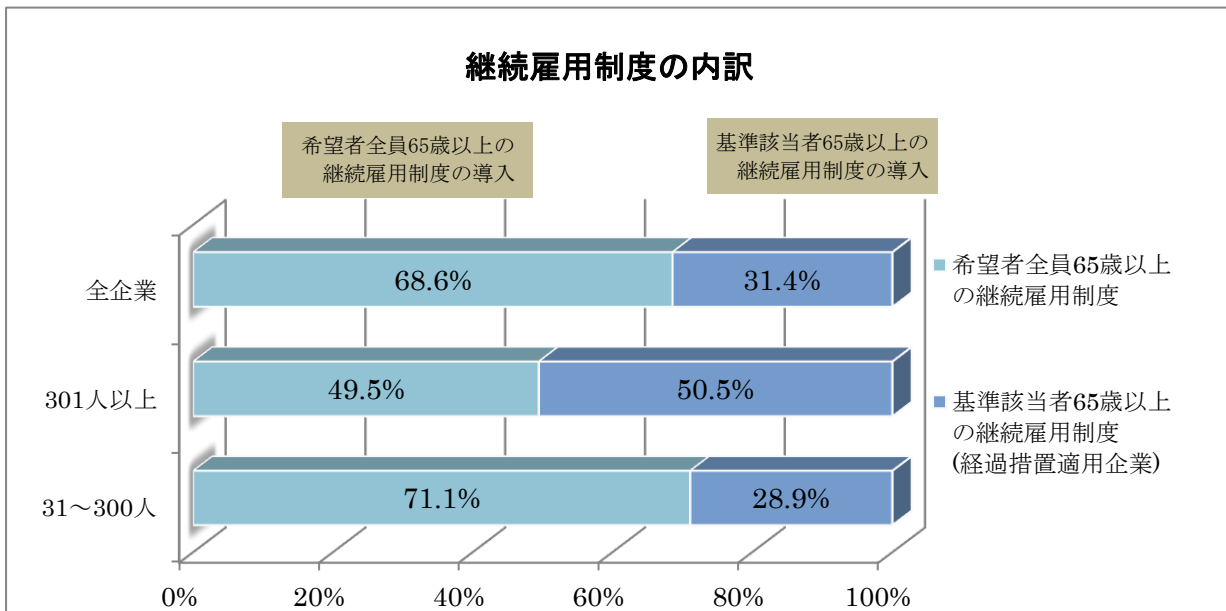


(4) 継続雇用制度の内訳

「継続雇用制度の導入」により雇用確保措置を講じている企業(123,734 社)のうち、

- ① 希望者全員を対象とする 65 歳以上の継続雇用制度を導入している企業は 68.6% (84,893 社) (同 1.5 ポイント増加)、
- ② 高年齢者雇用安定法一部改正法の経過措置に基づく継続雇用制度の対象者を限定する基準がある継続雇用制度を導入している企業(経過措置適用企業)は 31.4% (38,841 社) (同 1.5 ポイント減少)となっている。(11 ページ表3-2)

<参考グラフ>



(5) 継続雇用先の内訳

「継続雇用制度の導入」により雇用確保措置を講じている企業(123,734 社)の継続雇用先について、自社のみである企業は 93.8%(116,123 社)(同 0.4 ポイント増加)、自社以外の継続雇用先(親会社・子会社、関連会社等)のある企業は 6.2%(7,611 社)(同 0.4 ポイント減少)となっている。(11 ページ表3-3)

2 希望者全員が 65 歳以上まで働ける企業等について

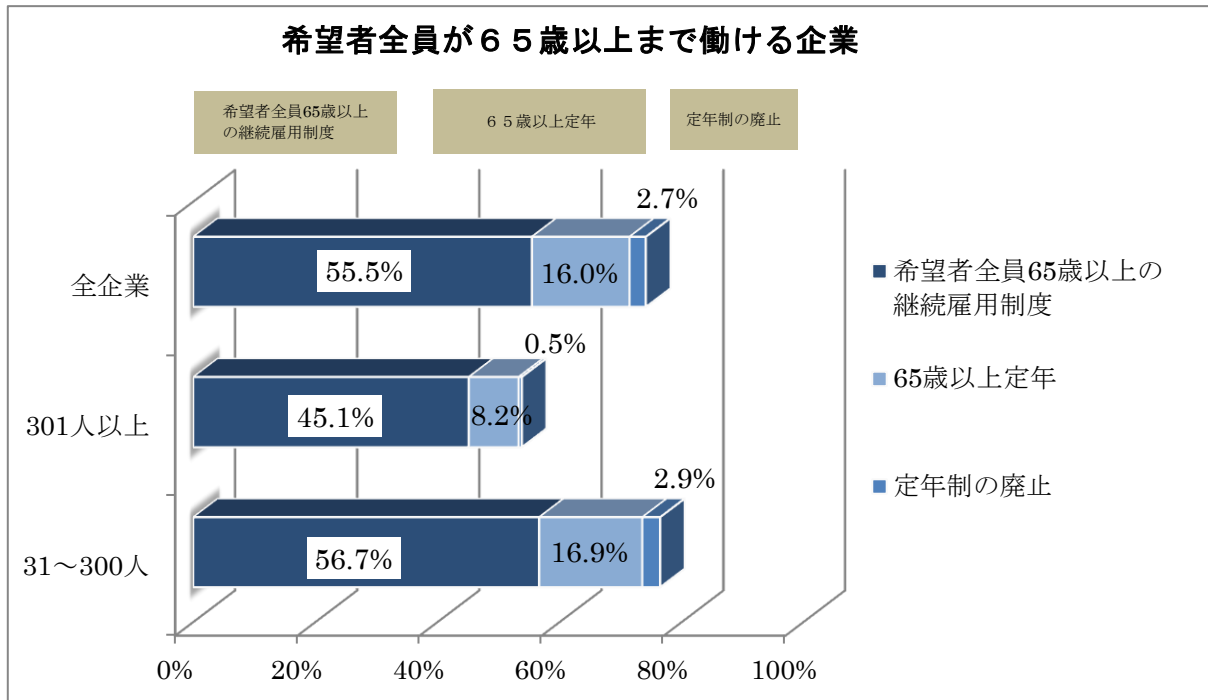
(1) 希望者全員が 65 歳以上まで働ける企業の状況

希望者全員が 65 歳以上まで働ける企業は 113,434 社(対前年差 5,348 社増加)、報告した全ての企業に占める割合は 74.1%(同 1.6 ポイント増加)となっている。

企業規模別に見ると、

- ① 中小企業では 104,926 社(同 4,974 社増加)、76.5%(同 1.7 ポイント増加)、
- ② 大企業では 8,508 社(同 374 社増加)、53.8%(同 1.1 ポイント増加)となっている。(12 ページ表4)

<参考グラフ>



(2) 定年制の廃止および 65 歳以上定年企業の状況

- ① 定年制を廃止している企業は、4,064 社(同 154 社増加)、報告した全ての企業に占める割合は 2.7%(同 0.1 ポイント増加)となっている。

企業規模別に見ると、

- ア 中小企業では 3,982 社(同 137 社増加)、2.9%(同変動なし)、
- イ 大企業では 82 社(同 17 社増加)、0.5%(同 0.1 ポイント増加)となっている。(12 ページ表5)

② 65歳以上定年企業は、24,477社(同1,318社増加)、報告した全ての企業に占める割合は16.0%(同0.5ポイント増加)となっている。

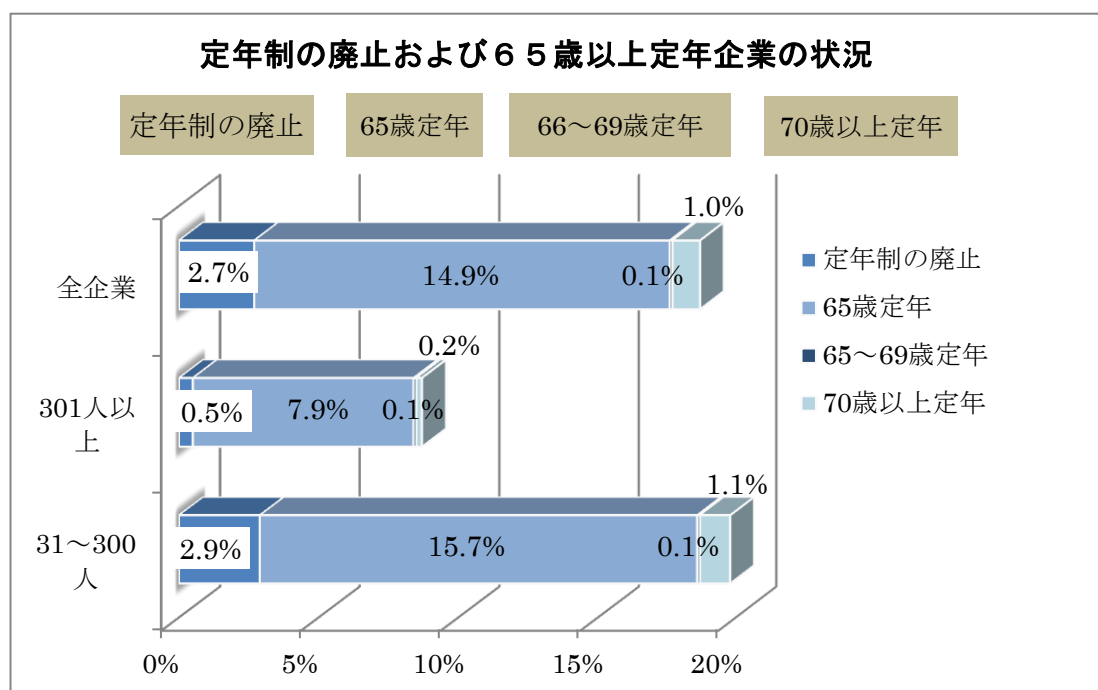
企業規模別に見ると、

ア 中小企業では23,187社(同1,192社増加)、16.9%(同0.4ポイント増加)、
 イ 大企業では1,290社(同126社増加)、8.2%(同0.7ポイント増加)
 となっている。(12ページ表4および表5)

また、定年年齢別に見ると、

ア 65歳定年の企業は22,764社(同1,181社増加)、14.9%(同0.4ポイント増加)、
 イ 66～69歳定年の企業は138社(同34社増加)、0.1%(同変動なし)、
 ウ 70歳以上定年の企業は1,575社(同103社増加)、1.0%(同変動なし)
 となっている。(12ページ表5)

<参考グラフ>



(3) 希望者全員 66 歳以上の継続雇用制度を導入している企業の状況

希望者全員が 66 歳以上まで働ける継続雇用制度を導入している企業は、7,444 社 (同 685 社増加)、報告した全ての企業に占める割合は 4.9% (同 0.4 ポイント増加) となっている。

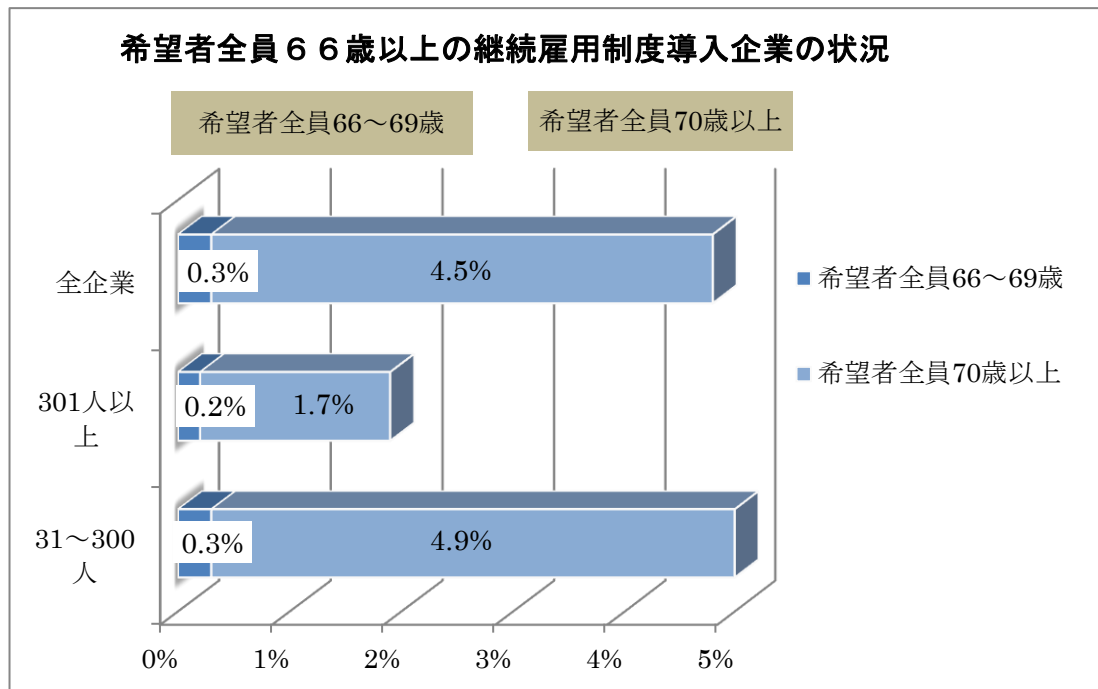
企業規模別に見ると、

- ① 中小企業では 7,147 社 (同 633 社増加)、5.2% (同 0.3 ポイント増加)、
- ② 大企業では 297 社 (同 52 社増加)、1.9% (同 0.3 ポイント増加) となっている。(13 ページ表 6)

また、継続雇用の上限年齢別に見ると、

- ① 上限年齢 66～69 歳は 495 社 (同 32 社増加)、0.3% (同変動なし)、
- ② 上限年齢 70 歳以上は 6,949 社 (同 653 社増加)、4.5% (同 0.3 ポイント増加) となっている。(13 ページ表 6)

< 参考グラフ >



(4) 70 歳以上まで働ける企業の状況

70 歳以上まで働ける企業は、32,478 社 (同 2,527 社増加)、報告した全ての企業に占める割合は 21.2% (同 1.1 ポイント増加) となっている。

企業規模別に見ると、

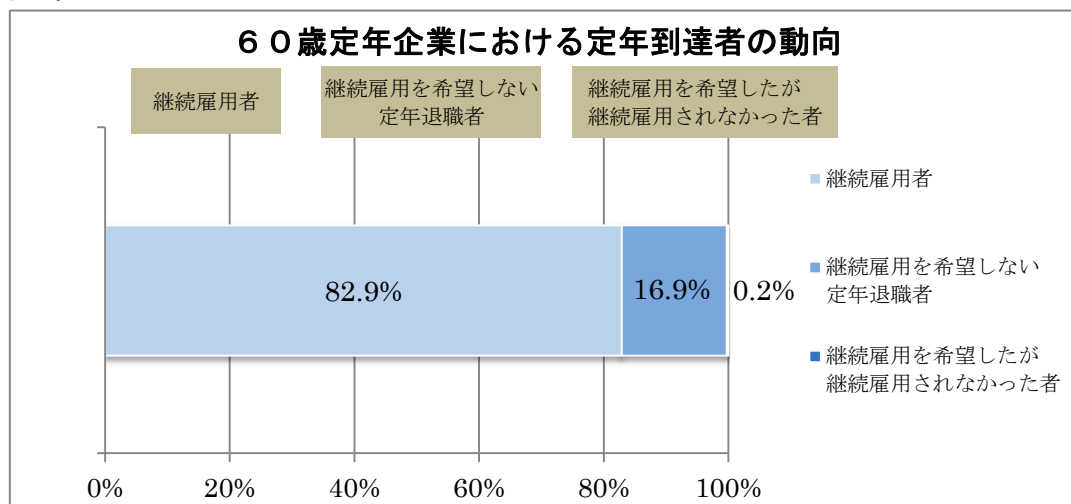
- ① 中小企業では 30,275 社 (同 2,281 社増加)、22.1% (同 1.1 ポイント増加)、
- ② 大企業では 2,203 社 (同 246 社増加)、13.9% (同 1.2 ポイント増加) となっている。(13 ページ表 7)

3 定年到達者等の動向について

(1) 定年到達者の動向

過去1年間(平成27年6月1日から平成28年5月31日)の60歳定年企業における定年到達者(352,761人)のうち、継続雇用された者は292,408人(82.9%) (うち子会社・関連会社等での継続雇用者は14,193人)、継続雇用を希望しない定年退職者は59,485人(16.9%)、継続雇用を希望したが継続雇用されなかった者は868人(0.2%)となっている。(15ページ表9-1)

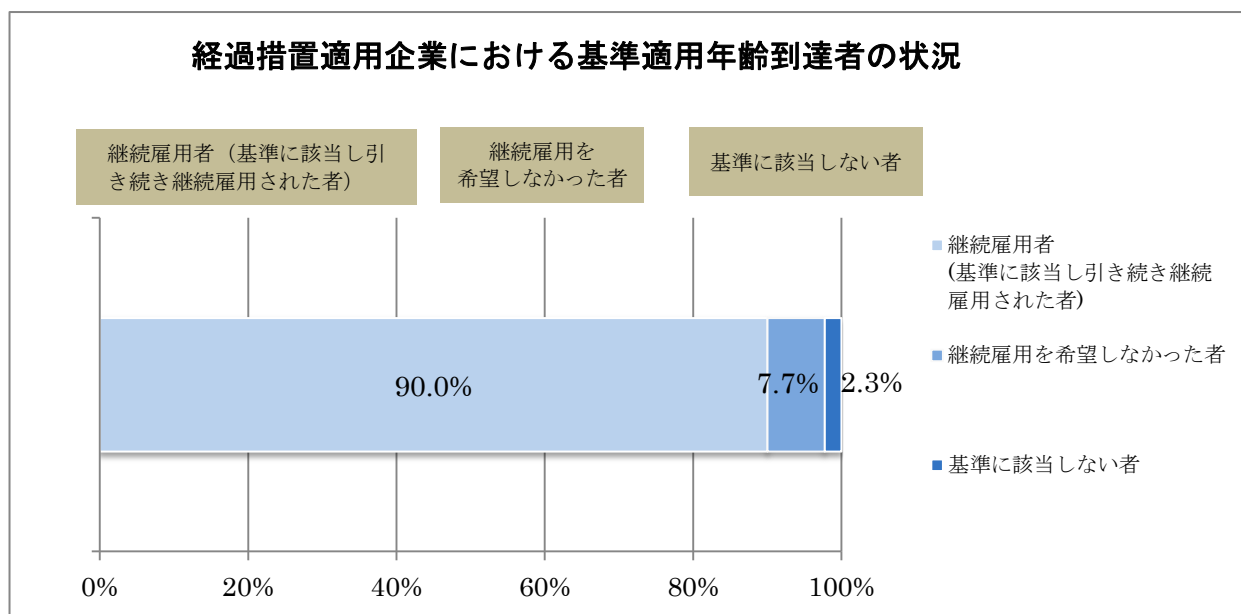
<参考グラフ>



(2) 経過措置に基づく継続雇用制度の対象者を限定する基準の適用状況

平成27年6月1日から平成28年5月31日までの間に、経過措置に基づく対象者を限定する基準がある企業において、基準を適用できる年齢(平成27年6月1日～平成28年3月31日までは61歳、平成28年4月1日以降は62歳)に到達した者(103,824人)のうち、基準に該当し引き続き継続雇用された者は93,459人(90.0%)、継続雇用の更新を希望しなかった者は8,019人(7.7%)、継続雇用を希望したが基準に該当せずに継続雇用が終了した者は2,346人(2.3%)となっている。(15ページ表9-2)

<参考グラフ>



4 高年齢労働者の状況

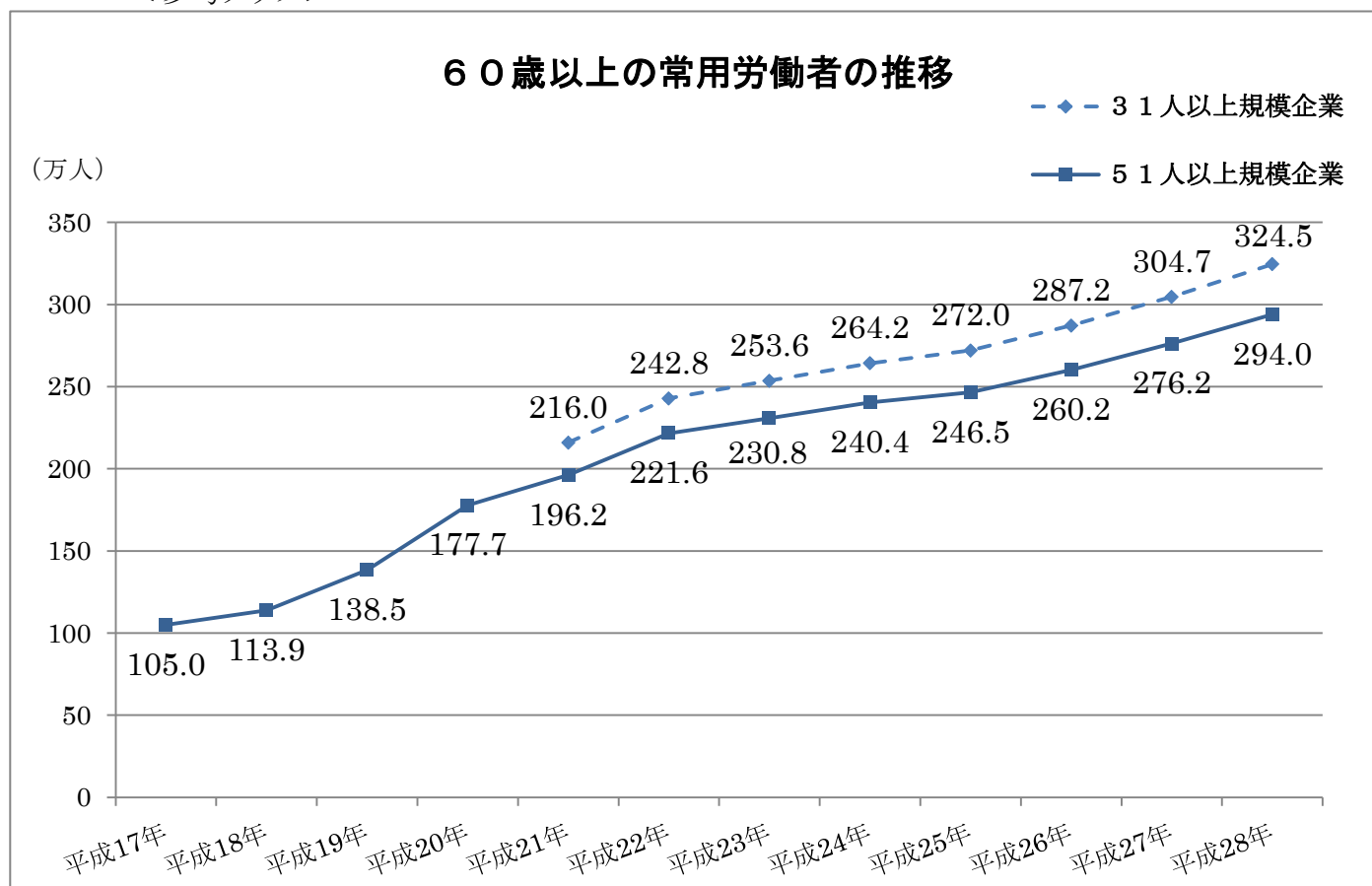
(1) 年齢階級別の常用労働者数について

31人以上規模企業における常用労働者数(約3,049万人)のうち、60歳以上の常用労働者数は約325万人で10.6%を占めている。年齢階級別に見ると、60～64歳が約202万人、65～69歳が約95万人、70歳以上が約27万人となっている。(16ページ表10)

(2) 雇用確保措置の義務化後の高年齢労働者の推移

51人以上規模企業における60歳以上の常用労働者数は約294万人であり、雇用確保措置の義務化前(平成17年)と比較すると、約189万人増加している。31人以上規模企業における60歳以上の常用労働者数は約325万人であり、平成21年と比較すると、約109万人増加している。(16ページ表10)

<参考グラフ>



5 今後の取組

(1) 雇用確保措置の定着に向けた取組

雇用確保措置が未実施である企業(31人以上規模企業)が748社あることから、これら企業に対しては、都道府県労働局、ハローワークを通じて、計画的かつ重点的な個別指導を強力に実施し、早期解消を図る。

(2) 生涯現役社会の実現に向けた取組

少子・高齢化の進行、将来の労働力人口の低下等を踏まえ、生涯現役社会の実現に向け、65歳までの雇用確保を基盤としつつ、高年齢者雇用安定法の義務を超え、年齢にかかわらず働き続けることが可能な企業の普及・啓発等に取り組む。